

規程名	主管部署	規程番号
定款	総務部	A-I-01

制定 1949年6月16日
最新改定 2025年10月1日
様式改定 2020年4月1日

< 目 次 >

第 1 章	総 則	
	第 1 条	商 号
	第 2 条	目 的
	第 3 条	本店の所在地
	第 4 条	公告の方法
第 2 章	株 式	
	第 5 条	発行可能株式総数
	第 6 条	自己の株式の取得
	第 7 条	単元株式数
	第 8 条	単元未満株主の権利制限
	第 9 条	株主名簿管理人
	第 10 条	株式取扱規程
第 3 章	株主総会	
	第 11 条	総会の招集
	第 12 条	定時株主総会の基準日
	第 13 条	総会の議長
	第 14 条	電子提供措置等
	第 15 条	決議の方法
	第 16 条	議決権の代理行使
第 4 章	取締役および取締役会	
	第 17 条	取締役会の設置
	第 18 条	取締役の数
	第 19 条	取締役の選任
	第 20 条	取締役の任期
	第 21 条	代表取締役および役付取締役
	第 22 条	取締役の報酬等
	第 23 条	取締役会の招集権者および議長
	第 24 条	取締役会の招集通知
	第 25 条	取締役会の決議の方法
	第 26 条	取締役会の決議の省略
	第 27 条	取締役会規程
	第 28 条	執行役員
	第 29 条	相談役および顧問
	第 30 条	取締役の責任免除
第 5 章	監査役、監査役会および会計監査人	
	第 31 条	監査役および監査役会の設置
	第 32 条	監査役の数
	第 33 条	監査役の選任
	第 34 条	監査役の任期
	第 35 条	常勤監査役および常任監査役
	第 36 条	監査役の報酬等

	第 37 条	監査役会の招集通知
	第 38 条	監査役会規程
	第 39 条	監査役の責任免除
	第 40 条	会計監査人
第 6 章	計 算	
	第 41 条	事業年度
	第 42 条	剰余金の配当等の決議機関
	第 43 条	剰余金の配当の基準日
	第 44 条	中間配当
	第 45 条	剰余金の配当の除斥期間

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当会社は三晃金属工業株式会社と称し、英文ではSANKO METAL INDUSTRIAL CO., LTD. と表示する。

第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことをもって目的とする。

1. 各種鋼材、鋼板その他材料加工販売並びに設計施工請負に関する事業
2. 建築、土木その他建設工事全般に関する事業
3. 各種設備工事に関する事業
4. 労働者派遣に関する事業
5. 発電及び売電に関する事業
6. 建築物並びにそれに附帯する設備の設計及び工事監理
7. 前各号に附帯する一切の事業

第 3 条 (本店の所在地)

当会社の本店は、東京都港区に置く。

第 4 条 (公告の方法)

当会社の公告は、電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第 5 条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、6千万株とする。

第 6 条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第 7 条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 8 条 (単元未満株主の権利制限)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 9 条 (株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

第 10 条 (株式取扱規程)

株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料等、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

第 11 条 (総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内にこれを招集する。
前項のほか必要ある場合に臨時株主総会を招集する。

第 12 条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会において権利を行使することができる株主は、毎事業年度の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主とする。
前項にかかわらず、基準日後定時株主総会までに発行または処分された株式を取得した者に対して議決権を付与することができる。
第1項のほか必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とする。

第 13 条 (総会の議長)

株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたり、取締役社長に事故あるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

第 14 条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 15 条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人としてその議決権を行使することができる。
前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 17 条 (取締役会の設置)

当会社は、取締役会を置く。

第 18 条 (取締役の数)

当会社の取締役は20名以内とする。

第 19 条 (取締役の選任)

取締役は、株主総会の決議によって選任する。

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

取締役の選任は累積投票によらない。

第 20 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

第 21 条 (代表取締役および役付取締役)

当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

取締役会は、その決議によって取締役中より、取締役会長および取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

第 22 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 23 条 (取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

第 24 条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条 (取締役会の決議の方法)

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 26 条 (取締役会の決議の省略)

当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

第 27 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 28 条 (執行役員)

取締役会の決議によって、執行役員を置くことができる。

第 29 条 (相談役および顧問)

取締役会の決議によって、相談役および顧問若干名を置くことができる。

第 30 条 (取締役の責任免除)

当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役、監査役会および会計監査人

第 31 条 (監査役および監査役会の設置)

当社は、監査役および監査役会を置く。

第 32 条 (監査役の数)

当社の監査役は5名以内とする。

第 33 条 (監査役の選任)

監査役は、株主総会の決議によって選任する。

監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 34 条 (監査役の任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

第 35 条 (常勤監査役および常任監査役)

監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

また必要に応じて監査役の中から常任監査役を選定することができる。

第 36 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 37 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。

監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 38 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 39 条（監査役の責任免除）

当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 40 条（会計監査人）

当社は、会計監査人を置く。

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 6 章 計 算

第 41 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 42 条（剰余金の配当等の決議機関）

当社は、剰余金の配当、自己の株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

第 43 条（剰余金の配当の基準日）

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第 44 条（中間配当）

第42条のほか、当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、最終の株主名簿に記載された株主または登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

第 45 条（剰余金の配当の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以上

< 改定履歴 >

1949(昭 24)年 6 月 16 日	制定		
1962(昭 37)年 7 月 31 日	改定	1969(昭 44)年 4 月 10 日	改定
1969(昭 44)年 7 月 31 日	改定	1970(昭 45)年 7 月 31 日	改定
1971(昭 46)年 7 月 31 日	改定	1975(昭 50)年 7 月 31 日	改定
1977(昭 52)年 8 月 30 日	改定	1982(昭 57)年 6 月 30 日	改定
1990(平 2)年 6 月 28 日	改定	1991(平 3)年 6 月 27 日	改定
1994(平 6)年 6 月 29 日	改定	1999(平 11)年 6 月 29 日	改定
2002(平 14)年 6 月 27 日	改定	2003(平 15)年 6 月 26 日	改定
2004(平 16)年 6 月 29 日	改定	2006(平 18)年 6 月 29 日	改定
2009(平 21)年 6 月 25 日	改定	2010(平 22)年 6 月 23 日	改定
2011(平 23)年 6 月 29 日	改定	2012(平 24)年 6 月 27 日	改定
2013(平 25)年 6 月 27 日	改定	2016(平 28)年 10 月 1 日	改定
2022(令 04)年 6 月 29 日	改定	(2023 年 3 月 2 日 附則削除)	
2025(令 07)年 6 月 27 日	改定	2025(令 07)年 10 月 1 日	改定